個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">マイナンバーカード発行一覧表</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部　市民課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">マイナンバーカードの発行・交付管理</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3.生年月日、4.性別、5.製造管理番号、6.申請書 ID、7.交付状況</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市に住民登録を有し、マイナンバーカードを申請したもの</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">地方公共団体情報システム機構から受領したカード発行一覧をもとに、職員がカード発行状況を入力</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部市民課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">印鑑登録台帳</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部市民課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">印鑑登録台帳の記録及び管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.異動事由、2.異動年月日、3.届出年月日、4.氏名、5.生年月日…以降別紙</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市に印鑑登録を有する者、または有していたもの</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人から提出された印鑑申請書、市区町村からの通知</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部市民課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

別紙

記録項目の続き

6.性別、7.続柄、8.住所、9.世帯番号、10.宛名番号、11.印影、12.印鑑番号、13.登録情報、14.廃止情報、15.保証人情報、16.成年被後見人管理、17.取扱停止、18.発行要注意

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">戸籍簿・除籍簿・改製原戸籍・戸籍の附票</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部市民課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">戸籍の記録及び管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.出生の年月日、3.戸籍に入った原因及び年月日…以降別紙</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市に本籍を有する者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">届出、報告、申請、市区町村からの通知、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本または裁判によるもの、職員が調査等をしたもの…以降別紙</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">広島法務局、住基ネットワークに接合している市区町村、検察庁、裁判所、広島県、司法警察職員、検察官、（埋火葬許可に関するもの）社会福祉協議会、市民、CBBS</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部市民課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☐法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

別紙

記録項目の続き

4.実父母の氏名及び実父母との続柄、5.養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄、6.夫婦については夫または妻である旨、7.ほかの戸籍から入った者については、その戸籍の表示、8.戸籍法施行規則第30条第1号から第6号に掲げる事項、9.住所、10.住定日、11.在外選挙登録地、12.住民票コード、13.犯罪歴、14.DVフラグ、15.本人通知フラグ

記録情報の収集方法

安芸高田市または他市に本人から提出された住民異動届出書

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">住民基本台帳</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部市民課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">住民基本台帳の記録及び管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.生年月日、3.性別、4.続柄、5.住民となった日…以降別紙</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市に住民登録を有する者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人から提出された住民異動届出書、市区町村および出入国管理局からの通知、職員が調査等をしたもの</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">住民基本台帳ネットワークに接合している市区町村、検察庁、裁判所、広島県、出入国管理局、教育委員会、消防本部、司法警察職員、検察官…以降別紙</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部市民課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

別紙

記録項目の続き

6.旧氏、7.世帯主、8.住所、9.住所を定めた日、10.届出年月日、11.前住所、12.本籍、13.筆頭者、14.転出先、15.備考、16.個人番号、17.住民票コード、18.世帯番号、19.旧自治体、20.行政区、21.小学校区、22.中学校区、23.投票区、24.宛名番号、25.異動事由、26.改製日、27.国民年金資格情報、28.国民健康保険情報、29.児童手当情報、30.介護保険情報、31.後期高齢情報、32.DVフラグ、33.本人通知フラグ

経常的情報提供先の続き

広島法務局、（埋火葬許可に関するもの）社会福祉協議会、市民、CBBS

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">軽自動車税課税情報ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">軽自動車税の賦課徴収に関する事務のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.識別番号、2.氏名、3.性別、4.生年月日、5.住所、6.車両台帳情報、7.課税情報、8.納税情報、9.振替口座情報</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">軽自動車税納税義務者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">軽自動車検査協会等からの申告書資料、納税義務者からの軽自動車税申告書資料、住民基本台帳</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">地方税共同機構（軽 JNKS）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部税務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">口座振替管理情報ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">市税等の口座振替を管理するため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">氏名、住所、生年月日、性別、科目、金融機関コード、金融機関名称、口座番号、口座名義人、預金（貯金）種目、申請日、開始日、処理日、廃止日、電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">口座振替登録を有するもの</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人等から提出された届出書による</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">安芸高田市指定金融機関及び収納代理金融機関（本・支店）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）　市民部税務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）　安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">国民健康保険税課税情報ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">国民健康保険税の賦課徴収に関する事務のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.識別番号、2.氏名、3.性別、4.生年月日、5.住所、6.続柄、7.賦課台帳情報、8.世帯員情報、9.課税情報、10.納税情報、11.振替口座情報</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">国民健康保険加入者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人から提出された国民健康保険に関する届出書・申請書、住民基本台帳、市県民税情報</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部税務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市県民税課税情報ファイル	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市県民税の賦課徴収に関する事務のため	
記録項目	1.識別番号、2.氏名、3.性別、4.生年月日、5.住所、6.国籍、7.続柄、8.事業所名称、9.課税台帳情報、10.世帯情報、11.扶養情報、12.課税情報、13.納税情報、14.振替口座情報	
記録範囲	市民全員・住登外登録者及びその扶養者	
記録情報の収集方法	納税義務者からの市県民税申告書資料、税務署からの確定申告書資料、給与支払者からの給与支払報告書、公的年金等の支払者からの公的年金等支払報告書、自治体からの通知書等、住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）市民部税務課	
	（所在地）広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有　　☑無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
備考	―	

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">市県民税申告情報ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">市県民税の申告受付に関する事務のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.識別番号、2.氏名、3.性別、4.生年月日、5.住所、6.国籍、7.続柄、8.所得情報、9.控除情報、10.世帯情報、11.扶養情報、12.税額情報、13.還付振込口座情報</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">市民全員・住登外登録者及びその扶養者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">納税義務者からの市県民税申告書資料、住民基本台帳</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部税務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">法人市民税情報ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">法人市民税の賦課徴収に関する事務のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.法人名称、2.本店住所、3.代表者、4.支店名称、5.支店住所、6.電話番号、7.法人基本情報、8.課税情報、9.納税情報</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">法人市民税納税義務者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">法人または税理士から提出された法人異動届及び法人市民税申告書、県税事務所等からの課税標準額等通知書</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部税務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☐法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">家屋評価計算台帳</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">家屋に関する固定資産税賦課業務のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.所有者氏名、2.所有者住所、3.在地地番、4.家屋番号、5.家屋種類・構造、6.屋根の種類、7.建築年月日、8.登記年月日、9.階層、10.新築・増築区分、11.戸数、12.軽減年、13.床面積、14.評価額、15.税額、</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">家屋評価を行ったもの</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">登記済通知書・職員の調査による</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部税務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">固定資産税課税台帳ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">固定資産税課税台帳の記録及び管理のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3.固定資産所在地番、4.地目、5.住宅用地特例の別、6.地積、7.課税・非課税の別、8.共有持分、9.特例の別、10.評価額、11.宅地按分の別、12.負担水準、13.課税標準額、14.減税額、15.税額、16.家屋番号、17.家屋種類・構造、18.屋根の別、19.階数、20.建築年、21.新築・増築区分、22.床面積</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市に固定資産を所有するもの</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">登記済通知書・職員の調査による</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部税務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	償却資産申告書ファイル	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	償却資産に関する課税根拠のため	
記録項目	1.氏名、2.住所、3.電話番号、4.屋号、5.個人番号・法人番号、6.事業種目、7.事業開始年月、8.係名・担当者名・電話番号、9.税理士名・電話番号、10.短縮耐用年数の承認、11.増加償却の届出、12.非課税該当資産、13.課税標準の特例、14.特別償却又は圧縮記帳、15.税務会計上の償却方法、16.青色申告、17.資産の所在地、18.借用資産、19.事業用家屋の所有区分、20.資産の種類、21.名称、22.数量、23.取得年月、24.取得金額、25.耐用年数、26.増加・減少事由	
記録範囲	安芸高田市で事業を行っているもの	
記録情報の収集方法	事業者からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）市民部税務課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐有　☑無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
備考	―	

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">登記済通知書ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部税務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">固定資産税賦課業務のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.所在地番、2.地目、3.地積、4.表示登記内容、5.登記原因および原因年月日、6.登記年月日、7.登記の目的、8.所有者、9.家屋番号、10.専有の建物番号、11.建物種類、12.階層、13.構造、14.床面積</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市に存する土地・家屋</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">登記済通知書</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">広島県西部県税事務所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部税務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">収納管理情報ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部税務課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">市税の収納を管理するため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">氏名、住所、生年月日、性別、年度、年度分、科目、最終収納日、通知書番号、調定額、収納額、過納額、滞納額、納期未到来額、算定団体、電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">納付すべき税を有するもの</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">消込を行った納付（納入）データ</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）　市民部税務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）　安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">滞納管理情報ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部税務課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">市税の納付状況、折衝記録の管理、滞納処分をするため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、滞納要因、世帯、年度、科目、通知書番号、期別、未過納額、滞納処分状況、最終収納日、納期限、義務者名、個人情報、交渉記録、分納、納期未到来、延滞金、交渉記録、収納履歴、財産、時効、猶予</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">納付すべき税を有するもの</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">国税徴収法第 141 条に基づく調査、地方税法第 20 条の 11 による協力要請</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部税務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☐法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">公害の苦情及び陳情に関すること</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">公害防止のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3.要望・苦情、4.相談内容、5.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市の市民</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの聞き取り</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）安芸高田市社会環境課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">ごみ減量化対策助成金事業に関する事務</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">ごみの減量及び環境意識啓発</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3.口座番号、4.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">市内のごみ減量化対策助成金交付団体の代表者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの申請書、請求書の提出により</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">ごみステーション設置事業助成金事業に関する事務</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">ごみステーション設置</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3.口座番号、4.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">ごみステーション設置地域の代表者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの申請書、請求書の提出により</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">不法投棄及び苦情等の対応・処理に関する事務</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">不法投棄及び苦情等の対応・処理</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3.要望・苦情、4.相談内容、5.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市の市民</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの聞き取り</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">動物の飼育・収容の届出関係事務</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">動物の愛護及び管理に関する苦情処理</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3.要望・苦情、4.相談内容、5.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市の市民</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの申請</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">広島県動物愛護センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する事務</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に対する宣誓を受け、受領書及び受領カード発行事務</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.性別、3.生年月日等、4.住所、5.本籍・国籍、6.続柄、7.婚姻、8.電話番号、9.社会的差別の原因となる情報</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">一方または双方が LGBT など性的マイノリティに限らず、婚姻制度の利用を選択しない二人のうち一方が、市内に住所を有している。または転入の予定（2 週間以内）の者。成年で配偶者がいない。親近者もファミリーとして対象となる。</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">法令等、本人、他の官公庁、本人の同意を得ている、法令等の規定に基づいている、他の実施機関から提供を受けている、閲覧・口頭、紙文書
ただし、他の官公庁で宣誓した該当者は LGBT など性的マイノリティに限定される。</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">パートナーシップ・ファミリーシップ制度相互利用協定締結自治体</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">安芸高田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する宣言の取り扱い要綱に準ずる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☑有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">住宅資金等貸付金等の債権管理に関する事務</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">債権回収の推進</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.識別番号、2.氏名、3.性別、4.住所、5.職業、6.財産状況、7.債権・債務、8.口座番号、9.家庭状況、10.親族関係、11.相談内容、12.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">住宅資金・結婚資金・世帯厚生資金償還者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人、本人の同意を得ている</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">債務者（本人）、相続人、弁護士、連帯保証人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">公衆衛生推進協議会に関すること</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部社会環境課、八千代支所、甲田支所、向原支所</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">公衆衛生推進協議会の事務</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.性別、3.生年月日、4.住所、5.職業、6.役職・地位、7.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">公衆衛生推進協議会の委員</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人から提出された紙文書</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">墓地の許可申請に関する事務</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部社会環境課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">墓地経営許可申請</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3.親族、4.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">墓地経営許可申請者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの申請書</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まれない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">犬の登録、注射済票交付に関する事務</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">市民部社会環境課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">犬の登録、注射済票交付</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市内の犬及びその飼い主</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">飼い主からの申請書</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）市民部社会環境課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">相談業務（人権相談員、館職員受付分と総合相談会受付分）</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">甲田人権福祉センター</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">相談内容に対するアドバイス、事務処理</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3.要望・苦情、4.相談内容、5.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">相談者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人、本人の同意を得ている</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">債権者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）甲田人権福祉センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市甲田町高田原 1458</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別紙